

【令和4年度 政策・調整会議】

件名：「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」（案）の策定について

日時：令和4年11月15日（火）10：30～10：40

場所：第3庁舎18階 大会議室

●付議理由

川崎市子どもの権利に関する条例（以下「条例」という。）第36条に基づいて行動計画を策定し、市における子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図るため。

●付議概要

条例第36条に基づき、第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に向け、取組を案として取りまとめ、広く市民意見を募集する。

1 計画の策定にあたって（第1章）

川崎市子どもの権利委員会からの答申（令和4年6月）や行動計画に対する意見（令和4年7月）の他、少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症による行動制限など社会状況の変化や令和4年6月に閣議決定された「こども基本法」などの社会的背景も踏まえ案を作成。

計画期間：令和5年度～令和7年度

2 現状と課題（第2章）

- ・児童虐待やいじめ等の相談・認知件数が増加傾向にあり関係機関等による連携した対応が必要
- ・子どもが地域に参加し意見を表明している割合が下降傾向にあり仕組みや情報提供の取組が必要
- ・上記2つの課題を支えるため子どもが安心して過ごし活動できる機会や居場所が重要

3 計画体系等（第3章・第4章）

6つの基本理念を踏まえ3つの基本目標を設定。条例の条文に基づき5つの施策の方向性を示し各方向性に成果指標を設定。24の推進施策を位置づけ46の取組を行う。

4 重点的取組（第5章）

社会状況の変化や子どもの権利をめぐる課題、川崎市子どもの権利委員会からの意見を踏まえ、2つの重点的取組を位置づけ、施策の連携を図りながらより一層の取組を推進する。

重点1：虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

重点2：子どもの意見表明・参加を支援する取組

●結論

案のとおり了承。